

熊本縣市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例

(平成28年3月1日組合条例第1号)

一部改正 平成30年10月1日組合条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、熊本縣市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 熊本縣市町村総合事務組合情報公開条例（平成30年組合条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項、熊本縣市町村総合事務組合個人情報保護条例（平成30年組合条例第4号。以下「個人情報保護条例」という。）及び熊本縣市町村総合事務組合特定個人情報保護条例（平成27年組合条例第5号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関
- (2) 諮問実施機関 情報公開条例第21条の規定、個人情報保護条例第35条の規定及び特定個人情報保護条例第36条の規定による諮問をした実施機関
- (3) 個人情報 個人情報保護条例第2条第1号に規定する情報
- (4) 特定個人情報 特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報
- (5) 保有個人情報 個人情報保護条例第22条第1項、第27条第1項又は第33条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報
- (6) 保有特定個人情報 特定個人情報保護条例第18条第1項、第27条第1項又は第34条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有特定個人情報
- (7) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(設置)

第3条 次に掲げる事項について、実施機関からの諮問に応じて調査審議するため、熊本縣市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査

会」という。)を置く。

- (1) 情報公開条例第21条の規定により審査会へ諮問された事項
- (2) 個人情報保護条例第35条の規定により審査会へ諮問された事項
- (3) 特定個人情報保護条例第36条の規定により審査会へ諮問された事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、実施機関からの求めに応じ意見を付す事項

(組織)

第4条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、組合長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報、保有特定個人情報又は公文書(「保有個人情報等」という。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報等の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報等に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により、分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審査会は、審査請求人等から審査請求があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第12条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付）

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（罰則）

第15条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。